

## 隣接自治体(下関市・萩市・美祢市)に居住する者への個人貸出について

### 【利用開始時期】

平成 29 年 4 月 1 日から

### 【貸出対象者】

下関市・萩市・美祢市に居住する者

### 【貸出対象資料】

所蔵する図書・雑誌のみ

＊貸出対象外資料＊

- ・視聴覚資料
- ・大型絵本・大型紙芝居・布絵本等の団体利用のみに貸出可能な資料
- ・利用館（例：本館）と所蔵館（例：ゆや分館又はBM）が異なる館の資料

### 【貸出冊数】

本館：10冊まで、分館：5冊まで

### 【貸出期間】

2週間（貸出期間の延長なし）

### 【予約・リクエスト】

利用の対象外。また、資料の取り置き・取り寄せも対象外

### 【貸出】

図書館利用カードは必須とし、不提示は貸出をしない

延滞本・弁償本がある場合は、完済するまで貸出を停止する

### 【返却】

長門市立図書館（BM含む）または長門市立図書館ゆや分館に返却する

誤って他自治体設置の図書館本を返却した場合は、利用者自身が回収の上、借受館へ返却する

### 【図書館利用カード作成】

運転免許証・パスポート等の証明書類の提示は必須とし、不携帯時は作成しない

### 【弁償】

亡失・汚損等により貸出時の原状回復と異なる場合は、現物弁償とする

\*下関市・萩市・美祢市に居住されている方へ\*

## 長門市立図書館の利用について～必ず、お読みください～

### 【図書館利用カード作成・利用について】

- ・ご本人確認のため、「免許証」「パスポート」等の証明書類をご提示ください。証明書類がない場合は、図書館利用カードを作成することができません。
- ・ご提示頂いた証明書類の種別及び番号を控えさせていただきます。
- ・連絡先に携帯電話を記入される場合は、連絡先を2つご記入ください。
- ・図書館利用カードの有効期限は3年です。3年ごとに登録内容の確認を致します。また、6年間更新手続きをされない場合は、登録データを抹消致します。ご利用の再開を希望される場合は、改めて図書館利用カードの作成をお願いします。
- ・図書館利用カードの再交付は有料（100円）です。
- ・図書館利用カード作成時に記載された内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届をご提出ください。
- ・記載された登録内容は、図書館業務上必要な場合及び当館からの連絡以外に使用はしません。

### 【貸出について】

- ・必ず「図書館利用カード」をご提示ください。提示されない場合は、貸出をすることができません。
- ・貸出ができる資料は所蔵する「本」・「雑誌」（禁帯出資料除く）のみです。視聴覚資料や団体貸出用の「大型絵本」「大型紙芝居」「布絵本」等は対象外です。また、利用館と所蔵館が異なる資料も貸出対象外となります。
- ・資料の取り置き、所蔵館が異なる館からの取り寄せは致しません。
- ・貸出資料中に延滞本や弁償本がある場合は、新たな貸出は致しません。
- ・貸出期間の延長はできません。
- ・亡失、紛失等により貸出時の原状回復が困難と判断した場合は、現物弁償となります。

### 【返却について】

- ・必ず、期限内に長門市立図書館（BM含む）又は長門市立図書館ゆや分館へご返却ください。
- ・誤って、居住する図書館等へ返却された場合はご自身で回収の上、返却をしてください。
- ・他自治体設置図書館で借受けた本の返却は、受けません。
- ・返却期限内に返却がなかった場合は、督促の連絡をさせていただきます。

### 【予約・リクエストについて】

- ・予約や相互貸借、購入希望のリクエストは対象外となります。予約・リクエストは居住される図書館をご利用ください。